

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ(案)への意見

平成 19 年 11 月 12 日

全国児童家庭支援センター協議会

副会長 藤井美憲

(愛泉こども家庭センター長)

社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ(案)の内容を委員会にて検討するに当たり、以下の意見を提案させていただきます。

2. 社会的養護に関する関係機関等の役割分担と機能強化及びネットワークの確立について

①児童相談所のアセスメント機能等の強化という項目でアセスメントから自立支援計画を作成し支援体制を整える方向性は示されていますが、児童相談所のワーカーの資質や専門性の向上という面に焦点が当たっていない状況では、依然として施設にばかり責任が重くのしかかる状態となってしまいます。対応能力・問題解決能力を持たないワーカーは担当からはずす等、適正な配置転換・人員配置が必要不可欠です。また施設からの苦情を表明する機会も与えられるような体制整備が必要です。施設に措置したら、後は施設任せという状況も改善すべき重要課題です。

②児童相談所と施設の信頼関係を基にした協調・協働・連携の方法についてのガイドラインを早急に整備する必要が有ると思います。児童相談所と施設がケース対応についての責任を共に負うという体制がなければ社会的養護の体制確保は難しいです。

③全国の児童相談所において、統一された苦情処理マニュアルを作成すべきです。「苦情」という曖昧な概念が、分類整理された定義が無いために、誤報から軽微な要望までのすべての「苦情」に現在の児童相談所ワーカーが対応できる能力は無いと思います。担当ワーカーによる独断と偏見によって対応が異なるようなことが起こってはならないことと思います。また、「苦情」に関する定義づけを明確にしてほしいです。

④児童相談所が市町村窓口、担当者への助言・指導の役割と責任を負うことを明確にすべきです。社会的養護の体制を確保するために市町村の相談受付体制の強化を図ることが急務の課題です。児童相談所が担当する地域の窓口との連絡調整の役割を担い、市町村の責任というのではなく、行政の責任において通報や相談に対応するのに相応しい体制整備を進めることが必要です。

5. 措置された子どもの権利擁護の強化とケアの質の確保のための方策について

(1)措置された子どもの権利擁護を図るための体制整備について

どんな場合にも、それぞれの関係機関同士の信頼関係、協調・連携の関係を最優先にすることを指針として対応することが必要です。国も児童相談所も共に責任を負って問題解決・改善活動に取り組める体制を整備するための届出、通報の体制整備でないと、機関同士の不信感も生まれ、よりよい連携が作れなくなることも予想できます。

例えば、施設で生活している子どもの意見のみで判断するという方法では、機関同士の信頼関係を崩してしまい、施設崩壊や職員の勤労意欲喪失につながるようなやり方となってしまいます。行政も関係機関もそれぞれ同じ責任を持つという前提で対処していかないと悪者探し、犯人探しをするような対応となり、施設職員の行政に対する不信感にも繋がっていきます。何よりも目の前でケアする子ども達に対する信頼感が損なわれる結果となります。施設内ケアは子どもと職員の信頼関係や愛着関係が無けれ

ば成立しません。それらが壊れていくような方法は避け、行政と施設が共に問題解決に当たり、改善方法の検討を進めていくというような基本的なガイドラインを作成し、行政も施設も対応方法についての共通認識を予め醸成していくように準備していくべきです。

(2) 監査体制の強化等ケアの質の向上のための取組の拡充について

監査体制強化を行い、ケアに関する監査ができるようにすることは賛同しますが、施設におけるケアのあり方について、実践的にも経験的にも、助言・指導ができる力量を備えた監査官を配置して頂きたいです。施設の現場を熟知していないと、施設ケアの現場に大きな混乱を巻き起こしてしまうおそれもありますので、少なくとも子育て経験と施設のケアに関する経験及び子どもの理解方法に関する知見をしっかりと備えた方であることを各都道府県に義務付けてほしいです。子どもへの理解と具体的な支援方法を理解していない方は、管理的で一方的な提案をすることも考えられ、ケアの方針に一貫性を保てなくなることも予想されます。

(3) 施設内虐待等に関する対応について

現状の提案のみで進めていくと、「国や都道府県においては施設を一方的に取り締まれる体制を整備していきます」という内容になっていると思います。それは「取り締まりが必要な施設ならば、全て無くしてしまっただ方が良い」という方向になりかねないです。

①施設を存続させざるを得ない状況の中で、施設から行政に対する不信感を募らせる結果となり行政と施設の関係は敵対関係となってしまう事も考えられます。問題を起こした施設に対する従来の行政側の対応は、「行政側の責任回避のための方策」という見方があり、行政の責任を追及されれば「更に強力で指導します」という構造が既にあります。これは協調・協働の連携でなく、行政側の強権発動とも受け取られますので、施設側の意見も十分に反映され、考慮されるべきです。子どもの権利侵害事案が起らないようにするために行政と施設の「共に考え協議する連携」の基に具体的な対策・改善活動が施設内で行われるように、行政が施設に助言・指導・協力をするという役割分担を基本的な考え方にし、ガイドライン作成に当たって、第一の指針や目的として欲しいです。

②権利を侵害された子どもについては、理由・状況によらず児童相談所が緊急一時保護を行い、子どもの安全確保を最優先としてほしいです。

権利を侵害されるような状況に子どもを置いておく状況は、いずれの場合にしても避けるべきことであり、児童相談所の責任において早急に対応すべき事態であるという共通認識が必要です。権利侵害の実態が明らかとなった施設に、そのまま措置を継続しておくことは行政による子どもへの権利侵害となりかねません。事態が発生した施設は、改善策を立てて具体的な対応を求められますので、該当する子どものケアが疎かになる場合もあることでしょう。その間、放置される子どもたちは心配や不安の中で過ごすことになってしまいます。

そのため、施設における改善状況が明らかになるまでは、児童相談所が該当する子どもの緊急一時保護を行い、子どもの状況を観察しアセスメントを行い、支援計画を立てて最善の対応を見直すという基本的な対応方法を全国的に統一することが必要です。その体制を整備するために一時保護所の機能強化も望まれるところです。